

執筆者：

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:shimizu@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [R. Wisnu Renansyah Jenie¹](mailto:wisnu@renansyah.com)E-mail✉ [Rendi Prahara Septiawedi¹](mailto:rendi@prahara.com)

インドネシア政府は、再生可能エネルギーの利用拡大を促す努力を続けています。近時規制緩和のため、2018年エネルギー・鉱物資源大臣規則第49号(以下、「MEMR規則49/2018」といいます。)に代わる、公共の利益のための電力供給事業免許保有者の電力網に接続された屋上太陽光発電に関する2021年エネルギー・鉱物資源大臣規則第26号(以下、「MEMR規則26/2021」)を制定しました。

MEMR規則26/2021は、インドネシアにおける電力網に接続された屋上太陽光発電に関する様々な規定を定めており、屋上太陽光発電の建設、設置、運営、検討及び試験を対象としています。MEMR規則26/2021は、電力網に接続されていない屋上太陽光発電所については対象としていませんが、少なくともインドネシアの再生可能エネルギーベースの電力供給、特に屋上太陽光発電の利用を促進する契機となるものです。

以下の比較表で示されているように、MEMR規則26/2021は、MEMR規則49/2018と比べて、民間企業に屋上太陽光発電の利用を促すことを目的とした画期的な規制緩和措置を導入しています。

以下の比較表では、屋上型太陽光発電に関する旧規制と新規制の主な差異又は変更点を解説しています。

No.	事項	旧規則 (MEMR規則49/2018)	新規制 (MEMR規則26/2021)
1.	利用者の範囲	PLN ² の顧客が設置する屋上太陽光発電のみ。	PLNの顧客だけでなく、公共の利益のための電力供給事業免許(以下「IUPTLU」といいます。)保有者 ³ が設置する屋上太陽光発電も含まれます。
2.	建設・設置の認可	承認申請: 利用者がPLNに提出し、写しをEBTKE ⁴ 局長及び電力局長に送付します。	承認申請: 利用者がIUPTLU保有者に提出し、写しをEBTKE局長及び電力局長に送付します。

¹ 提携事務所所属

² PT Perusahaan Listrik Negara (Persero)、インドネシアの国営電力会社。

³ PLNではなくIUPTLU保有者による電源供給は、特にIUPTLU保有者が唯一の電力供給者である工業団地において一般的に行われています。

⁴ 新・再生可能エネルギー及び省エネルギー総局(Energi Baru Terbarukan dan Konservasi Energi、以下「EBTKE」といいます。)

No.	事項	旧規則 (MEMR 規則 49/2018)	新規則 (MEMR 規則 26/2021)
		認定/拒否通知期限: 申請から 15 営業日。	認定/拒否通知期限: 申請から 5 営業日。
3.	最大容量	接続されている電源容量の 100%。	- PLN の顧客の場合: 接続された電力容量の 100%。 - PLN 顧客以外の場合: IUPTLU 保有者が設定した閾値に基づき決定されます。
4.	過剰電力に関するネット・メータリング	顧客は PLN の電力網に供給された余剰電力の 65%まで繰り越しができます。	顧客は、PLN の電力網又は IUPTLU 保有者の電力網に供給された余剰電力全額(100%)を繰り越すことができます(電力料金の削減につながります)。
5.	統合電子サービス・報告システム(「統合電子システム」)	規定がありません。	エネルギー・鉱物資源省は、ライセンス供与プロセスを簡素化し、より透明性を高めるため、統合電子システムを設立します。 統合電子システムは 2022 年第 1 四半期までに稼働する見込みで、屋上太陽光システムの建設と設置のためのオンライン申請が可能になります。
6.	炭素取引	規定がありません。	顧客と IUPTLU 保有者との間の炭素取引が認められ、詳細はエネルギー・鉱物資源省が定める規制の中で規定される予定です。
7.	天気予報データ	規定がありません。	3MW 以上の発電容量を持つ顧客は、スーパーバイザリー・コントロール・アンド・データ取得(SCADA)システム、又は関連する IUPTLU 保有者が所有する流通スマートグリッドに天気予報データベースを提供する必要があります。

MEMR 規則 26/2021 の制定は一般的には前向きに捉えられていますが、インドネシア政府が PLN 及び IUPTLU 保有者の利益と屋上太陽光発電を行う顧客の利益のバランスをどのように取ろうとするか注視する必要があります。当事務所は、状況を継続的かつ綿密に検討しておりますので、進捗がありましたらアップデートします。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所